

御殿場市医療施設耐震整備事業費補助金に対し慎重審議を求める意見書 に対する回答

本市は、今年度御殿場市医療施設耐震整備事業費補助金交付要綱を制定しました。この要綱の制定に当たりましては、市民がいつでも安心して必要な医療サービスを受けられるための医療提供体制のあり方や、民間病院へ補助金を交付することについて、医師会や区長会の代表などの皆様に御協力いただき、御意見を伺うための医療懇話会を開催しました。さらに、この懇話会で作された意見等を市のホームページや「広報ごてんば」で公表し、広く市民の皆様御意見を伺うとともに、市内全地区の区長会や財産区議会の場において説明し、補助金交付要綱を制定したものであります。

また、市議会の委員会協議会や全員協議会におきましても、懇話会で作された意見の内容等を報告させていただき、御殿場市医療施設耐震整備事業費補助金交付要綱の内容につきまして報告をさせていただいております。

今般の補助金交付要綱の制定の背景にありますのは、国が大規模地震等の災害時対応として医療施設の耐震化を早急に推進するため、災害拠点病院等への補助金制度を創設し、これを受けて、静岡県も国の制度に準拠して補助金交付要綱を制定しました。その様な中、富士病院が独自に実施した耐震診断の結果、県が定めた耐震基準を満たしていないことが判明しましたため、県で制定した補助制度を活用した耐震整備事業と、これに併せて重篤な疾患、緊急手術が必要な救急患者等、二次救急病院としての受入れ態勢を強化するための整備を検討し、実施に向けて取り組んでおります。

本市の二次救急協力医療機関であると同時に、市指定の救護病院である富士病院が耐震整備されることにより、平常時はもとより、大規模災害時においても、市民に安心安全な医療サービスの提供が可能となります。

市は、もとより「市民の生命及び財産」を守る責務を負っております中で、市立病院を持たない本市の状況を考慮すれば、支援は「市民の生命及び財産」「地域医療を守る」という公益性を有し、当然しなければならない施策と判断しております。また、医療懇話会及び各地区の説明会でも同様の意見をいただいたことから、御殿場市医療施設耐震整備事業費補助金交付要綱を制定したものであります。

以上のことを踏まえまして、貴会から頂戴しました「御殿場市医療施設耐震整備事業費補助金に対し慎重審議を求める意見書」についてご回答させていただきます。

①について

今回制定しました、御殿場市医療施設耐震整備事業費補助金交付要綱につきましても、県で補助採択がなされたものを補助の対象とすることとしております。したがって、事業者が市の補助を受けようとする場合には、まず、県の定めた補助要綱により県に対し補助金交付申請を行い、補助対象事業の資金計画等を県の段階で審査されることになります。県の審査で事業計画や資金計画に問題があれば、補助が受けられないこととなりますので、市への補助申請は発生しないこととなります。

また、県の補助採択とともに、御殿場市地域防災計画に定める救護病院の耐震整備事業を対象に、市として補助金を交付するものであります。

このことは、救護病院の耐震整備事業そのものに、二次救急を含め、地域医療を守るという公益性があることが認められますことから、補助金交付制度を創設したものであります。

県や市が補助金を交付する場合には、公共の利益、つまり公益性があるか、ないかを検討し、ある場合に限り交付するものでありますので、補助金交付先の経営計画や財務内容の検証或いは専門家による外部監査の実施は必要ないものと考えています。

②について

地方財政法第4条第1項において、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小限度を超えて、これを支出してはならない」と規定されておりますことは、十二分に承知しております。

本市においても、当然のこととして地方財政法等に基づき、最小の経費で最大の効果を得られるよう、予算を執行しております。

今回策定しました民間病院の耐震整備事業に対する補助金交付要綱は、地方自治法第232条の2に規定しております、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」を法的根拠として、制定したものであります。市立病院を持たない本市の状況を考慮すれば、民間病院の耐震整備事業に対する補助金の交付は、二次救急を含め、地域医療を守るという公益性を認められますことから、地方自治法の趣旨から考えても適当であり、必要不可欠な施策と認識しています。

また、補助率を県の補助金額の二分の一以内としました理由につきまし

ては、本市が既に実施しております、民間の社会福祉施設建設に対する補助金の補助率が二分の一以内となっておりますことを踏まえ、それとの整合性の確保を図る観点から、同様な補助率としたものであります。

いずれにしましても、補助金の交付額は確定していませんが、この補助金交付要綱や要綱に基づく補助金支出が地方財政法や地方自治法等に抵触するものとは全く考えておりません。

③について

「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」（２００６年版）は、建築物の耐震性能をⅠからⅢのランクに分け、数字が大きいほど耐震性能が劣る建築物としております。

富士病院の耐震診断結果は、A棟B棟C棟G棟がⅠs値（構造耐震指数）0.6未満（ランクⅢ）で、東海地震で震度6強に対し倒壊の危険があり大きな被害を受けることが想定される建物と診断されております。

今回計画しております耐震整備事業では、整備後の耐震性能Ⅰs値を1.25以上としておりますことから、仮に震度6強の大規模地震が発生しても、救護病院としての機能を維持できる建築物が整備されることとなります。

なお、予定基準値等の詳細な耐震整備内容の開示につきましては、事業者から補助金交付申請が市に提出されましたら、詳細な図面が添付されますので、御殿場市公文書公開条例に基づき対応させていただきます。

④について

地方公共団体は、直接あるいは間接に地域住民の福祉増進を図るため、現金の貸付を行うことができます。本市におきましても、貸付金制度として育英奨学金及び医療関係従事者修学資金を制度化しており、これらは個人の福祉増進に寄与しております。

一方、今回の県の補助制度の財源は、国が予算を確保し、各都道府県に支出したものであります。国においては、予算を確保する際に、国家的見地から、地域医療の確保などについて総合的に検討した結果、貸付金その他いくつかの方法の中から、補助金制度が適当と判断し、選択したものであります。

本市としては、この国、県との整合性の確保の観点から、同様に補助金制度が適当と判断したものであります。

— 参 考 —

地方公共団体が民間病院に支援している例として、富士市が独自の施策として実施しています医療施設関係への助成金制度を紹介します。富士市では、市内に産婦人科医療施設を開設しようとする医師に対し、開設に要する経費の一部を助成する制度を設けています。

この制度は、出産施設の充実を図り、市民が安心して子どもを産み、育てられる環境を整備するために実施しているものです。

助成金につきましては、土地購入費や建設費など医療施設開設のための経費の合計額に二分の一を乗じて得た額を助成するもので、限度額は1億円であります。

以上回答とさせていただきますが、本市では、少子高齢化社会が進展する中、福祉の充実や社会保障の充実により、子供や高齢者、障害を持つ人などが安心して暮らせる社会の実現に向け、各種施策を講じております。

特に、市立病院を持たない本市においては、日常の二次救急医療はもとより、大規模災害時の救護医療の確保など、地域医療の安定的な確保は大きな課題であります。

全国的に、地域医療が疲弊していく中で、医療の提供体制の維持・整備をしていくことは、極めて重要な施策であり、市の責務であると考えており、今後も必要な施策は、積極的に取り組んでまいります。